

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。私は、議第2号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書」に反対する立場から討論します。

国・農林水産省は、昨年末に、水田活用の直接支払交付金の見直しを明らかにしました。

水田活用交付金は、水田に米以外の作物を転作した場合、10アールあたり麦・大豆・飼料作物で3万5千円、そば・ナタネで2万円など、作物や面積に応じて農家に支払われてきました。これを、今後5年間コメを作らなかった水田は対象から外す、牧草への転作は大幅にカットする、飼料用米の複数年加算を廃止する、などというものです。これまでは、あぜ・水路を残せばコメの作付けなしでも交付金の対象にしてきたことからの大転換です。栃木県は交付金の申請件数が関東で一番多いとのことで、その影響は大変深刻です。

農家の多くは、転作してからも、土地改良区の水利費を負担し、土地改良区や地域農業を支えてきました。完全に畑地にすれば土地の評価額が下落し、経営が行き詰まることが懸念されます。また、再度コメをつくるには、水利施設や機械の整備など多額の負担を強いられることになり、現実的に不可能だと言われています。交付金の見直し・カットは、農家や地域の現状を見ず、深刻な打撃をもたらし、耕作放棄地の拡大や地域農業の崩壊につながる重大問題です。

今回の「見直し」は、これまで政府の減反政策に協力し、やむを得ず転作の道を選んだ農家のはしごを外すような、とんでもないものです。農家や関係団体が大きな怒りをもって「見直し」の撤回を求める声を上げています。

ところが、意見書は、「見直し」を撤回せよと求めるわけでもなく、「見直し」を見直せと迫るわけでもなく、進めるにあたって見直しに対する「丁寧な説明」を求め、現場の実態や課題をふまえた上で必要な措置を講じるよう求めています。つまり、「見直し」を進めることに反対しない意見書です。これでは賛成するわけにいきません。

いま、ロシアによるウクライナ侵略で、国連が「第二次世界大戦以来、最悪の食糧危機」と警告する深刻な事態が起きています。国が責任をもって、農家の経営を守り、食料を生産し続け、増産に転じ、何があっても国民を飢えさせることがないように、食料自給率を向上させなければなりません。

日本共産党国会議員団は、14日に、農水大臣に対し、水田交付金の削減を中止し、コメと他の作物との収益性の格差を是正することを基本に維持・拡充すること、実質的に畑地化している場合は、麦・大豆・飼料作物の生産が維持できる他の支援策を行うことなどをはじめとする「農家経営への緊急支援を求める要請」を行いました。交付金カットではなく、維持・拡充とさらなる支援こそ必要です。

生産者が生産意欲を失い、生産をやめてしまったら、この危機を乗り越えることは出来なくなります。その重大な岐路にあることを勘案し、議員各位におかれては、本意見書を不採択とし、水田活用交付金の見直し撤回と、農家の離農を防ぐ緊急の支援策を講じるよう求める意見書を国に提出することを強く求め、日本共産党栃木県議団の反対討論といたします。